

首都圏料理人等による食・工芸品魅力発信業務委託 提案仕様書

1. 事業目的

島根県西部、石見地域の農林水産物は、生産量は少ないものの、生産者（製造者）の想いがこもったこだわりの産品が多く、小売店のバイヤーや仕入担当者からの評価が高い産品が数多くある。

しかしながら、少量であるが故に知名度が低くブランドイメージも確立できず、また、スーパーマーケットなどのロットが必要な販路にもなじまないなど課題がある。

一方、首都圏の高質な料理店においては、生産量が少なくても産品の希少性や背景にあるストーリーなどから採用されることが期待できる。また、料理の提供に併せ、食材の背景にあるストーリーや生産者等の取り組み、人柄も含めて発信されることが多く、農林水産物のブランドイメージの向上効果も期待できる。

そこで、首都圏の料理人等と生産者等との交流を通じ、石見地域の農林水産物や県内の工芸品の認知度やブランドイメージを高めるとともに、販路の拡大を図る。

2. 委託業務名

首都圏料理人等による食・工芸品魅力発信業務

3. 委託期間

契約締結日～令和2年3月27日

4. 提案内容

以下の業務についての企画提案を求める。

提案にあたっては、下記「5. 本業務に求める事業成果」を達成できると見込まれることが最低要件であり、そのための有効な手法について提案すること。

指定された仕様を超える有効な提案を行った場合は審査で加点対象とする。

また、採択された提案内容により業務を実施するが、提案者と協議のうえ、提案内容を一部変更する場合がある。

(1) 産地ツアーの開催

首都圏の料理人等に、石見地域の農林水産物や県内の工芸品の産地（製造地）・生産者等との交流を通じ、それらの良さを発見してもらうための産地ツアーを実施する。

①実施回数： 業務委託期間中、2回

②実施時期： 7月中旬、9月下旬 頃を予定

③実施日数： 各回とも2泊3日以上

④実施場所： 訪れる産地や取り上げる農林水産品については、受託者が提案した内容をもとに、委託者と協議の上決定する。また、ツアーのスケジュール調整などは、原則、受託者で行うこと。

⑤参加人数： ツアーに招へいする料理人等の人数は以下の通りとし、同一人物も可能とする。

・料理人 ツアー1回につき3名以上（ツアー2回のべ6名以上）

※ただし、飲食店は3店舗以上とすること。

・その他 任意

※（2）の業務を実施する上で必要な分野の人材を提案すること。

⑥移動手段： 首都圏からの移動は、羽田空港～萩・石見空港（往復）を利用すること。
また、島根県内での移動に関してはレンタカー等を借り上げて対応すること。

⑦宿泊手配： 宿泊は島根県内の宿泊施設とすること。

(2) 産地ツアーを活用した自由提案

(1)の業務をもとに、その後の取り組みとして、下記「5. 本業務に求める事業成果」を達成するための有効な提案を求める。

5. 本業務に求める事業成果

①石見地域の農林水産品や県内の工芸品の認知度、ブランドイメージの向上

・石見地域の農林水産品や県内の工芸品の認知度、ブランドイメージが、本業務で招へいした料理人（飲食店）のみならず、他の小売店や一般消費者（特に女性層）にも波及すること。

②石見地域の農林水産品や県内の工芸品の販路の拡大

・石見地域の農林水産品や県内の工芸品の販路が、本業務で招へいした飲食店（料理人）のみならず、他の小売店にも波及すること。

6. 事業費

委託料上限額は7,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

上記委託料には、企画提案書に基づく委託業務の全てが含まれるとともに、島根県との打合せに要する費用を含む。

7. 企画提案に係る提出書類

(1) 業務処理体制

当該業務の処理にかかわる人すべてを記載すること。

また、本委託業務を実施する上での情報セキュリティの取扱い体制についても記載すること。

(2) 産地ツアーの内容

起用する料理人等の氏名や人物概要、ツアー各回の実施時期、各回の行程概要と取り上げる農林水産物や工芸品の産地（製造地）、宿泊地、食事、使用交通機関について記載すること。

(3) 上記4. の(2)の提案内容

自由提案としている産地ツアー後の企画提案内容について、実施することで得られるであろう成果なども含め詳細に記載すること。

(4) 類似事業についての実績の有無

これまでに、本業務と類似する業務を実施した実績（実施年度、事業名、事業概要、契約額(千円、税込)、発注者等）を記載すること。

(5) その他

本委託の目的や事業成果を達成するための工夫やインセンティブとなる項目があれば記載すること。

(6) 業務委託に要する見積価格

見積書を添付すること。

8. その他

(1) 複数の企画提案や、映像・音声による企画提案は認めない。

(2) 企画提案に関して提出された書類は返却しない。